

中野区職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略) (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 中野区職員の定年等に関する条例(昭和59年中野区条例第16号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員 (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (7) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 (4) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。) (7) 勤務日数を考慮して中野区規則(以下「規則」という。)で定める非常勤職員 イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。) ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員	第1条 (略) (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 中野区職員の定年等に関する条例(昭和59年中野区条例第16号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合
非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合

若しくはこれに相当する場合に該当してす
る地方等育児休業の期間の末日とされた日
が当該子の1歳到達日後である場合にあつ
ては、当該末日とされた日（当該育児休業の
期間の末日とされた日と当該地方等育児休
業の期間の末日とされた日が異なるときは、
そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳
到達日後の期間においてこの号に掲げる場
合に該当してその任期の末日を育児休業の
期間の末日とする育児休業をしている非常
勤職員であつて、当該任期が更新され、又は
当該任期の満了後に特定職に引き続き採用
されるものにあつては、当該任期の末日の翌
日又は当該引き続き採用される日）を育児休
業の期間の初日とする育児休業をしようと
する場合であつて、次に掲げる場合のいづれ
にも該当するとき 当該子が1歳6か月に
達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該
子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育
児休業の期間の末日とされた日が当該子
の1歳到達日後である場合にあっては、当
該末日とされた日）において育児休業をし
ている場合又は当該非常勤職員の配偶者
が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする
地方等育児休業の期間の末日とされた日
が当該子の1歳到達日後である場合に
あっては、当該末日とされた日）において
地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について
育児休業をすることが継続的な勤務のた
めに特に必要と認められる場合として規
則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院
規則で定める期間を基準として条例で定める
期間）

第2条の3 （略）

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で
定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条
例で定める特別の事情は、次に掲げる事情と
する。

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院
規則で定める期間を基準として条例で定める
期間）

第2条の2 （略）

（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で
定める特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条
例で定める特別の事情は、次に掲げる事情と
する。

(1)～(5) (略) <u>(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。</u> <u>(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u> 第4条～第13条 (略) (部分休業をすることができない職員) 第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>次に掲げる職員とする。</u> (1) <u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u> (2) <u>非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</u> 第15条～第18条 (略) 附 則 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	(1)～(5) (略) 第4条～第13条 (略) (部分休業をすることができない職員) 第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。</u> 第15条～第18条 (略) 附 則 (略)
--	---